

申請図書（白表紙本）管理・取扱基準

（平成27年2月1日 制定）
（令和元年7月19日 改訂）
一般社団法人 教科書協会

はじめに

申請図書（白表紙本）の取扱いについては、教科用図書検定規則実施細則（第5 申請図書等の公開(3)②）により、文部科学省が申請図書の検定審査の結果を公表するまでは、申請図書の内容が申請者以外の者の知るところとならないよう適切に管理することが求められている。また、文部科学省の「教科書採択の公正確保について（通知）」（平成31年3月29日付30文科初第1854号）等により、教科書の採択に関する宣伝行為等において申請図書を献本・貸与・配付することは禁止されている。

当協会においても再三、会員各位に対して申請図書の厳重な管理の徹底をお願いしているところであるが、これまで以上に管理を徹底することにより、学校教育現場、文部科学省をはじめ、社会全体の信頼を得なければならない。

そのため、当協会会員は、「教科書発行者行動規範」（平成31年2月1日改訂）Ⅱ各論〈禁止される行為〉 3. 申請図書の取扱い 3)における「別に定める管理・取扱基準」として、本「申請図書（白表紙本）管理・取扱い基準」をここに定め、これを遵守する。

1. 目的

本基準は、小学校、中学校においては原則として4年に1回、高等学校においては学年進行で行われる教科用図書の検定の際に編集・制作される申請図書（白表紙本）が、教科書の採択に関する宣伝行為等に利用されることのないよう、また、検定審査中に申請図書の内容が当該検定申請の当事者以外に流出し静謐な検定環境が乱されることのないよう、申請図書の適切な管理を実施する基準として定めたものである。

2. 適用範囲

本基準は、一般社団法人教科書協会会員、当該図書の編著者、編集協力者、教師用指導書の編集・執筆者、教科書準拠周辺教材の制作を委託した者、それら業務を委託したプロダクション等に適用する。

3. 基準の内容

会員各社は、下記の「(1)申請図書の管理」、「(2)申請図書の編集作業上の取扱い」を遵守するため、会員各社社員はもとより、上記「2. 適用範囲」に該当する者に対しても、本基準の指導・教育の徹底に努める。

(1) 申請図書の管理

- ① 教科書の採択に関する宣伝行為等において申請図書を開示・配付・貸与することを一切禁止する。
- ② 申請図書を開示・配付・貸与し、その校閲、加筆あるいは意見を求めることを一切禁止する。
- ③ 上記①、②のほか、検定審査中に申請図書の内容が当該検定申請の当事者以外に流出することのないよう、申請図書の適切な管理に努める。
- ④ 申請図書には、全ページに管理番号を付し、管理一覧表を作成して、紛失・流出しないよう社内管理を万全にする。

(2) 申請図書の編集作業上の取扱い

編集作業のために申請図書を開示・配付・貸与できるのは、下記①

- ②③④の者のみとする。
- ① 当該教科書の編集、執筆を委託した者。(教科書の奥付に記載されたか否かを問わない。)
- ② 編集協力者。(当該教科書の制作に関与・協力した者で、文部科学省に提出する著作編修関係者名簿に掲載された者をいう。)
- ③ 当該教科書に係る教師用指導書または教科書準拠周辺教材の編集・執筆・制作等を委託した者。
- ④ 教科書、教師用指導書、教科書準拠周辺教材の編集・執筆・制作

等を委託したプロダクション等

加えて、(a)(b)(c)(d)(e)の全ての条件を満たすこととする。

- (a) 開示・配付・貸与する申請図書の内容を外部に出さない旨の誓約書（別紙様式1）を取り交わすこと。

※当該教科書に係る教師用指導書または教科書準拠周辺教材の編集作業において、制作上必要と判断される部分または全体を開示、配付、貸与することができる。

- (b) 開示・配付・貸与する申請図書の全ページには、管理番号のほか、ページ中央に申請社名・「編集作業用」と記した印を付し、コピー等による流出防止に万全を期すこと。
- (c) 開示・配付・貸与する申請図書の表紙には、申請社名・管理番号と開示・配付・貸与先の社名・氏名を記すこと。
- (d) 上記②③④に配付した申請図書は、編集作業終了後速やかに回収すること。
- (e) 上記③④の者に対しては、会員各社において、管理番号及び開示・配付・貸与先社名・氏名、開示・配付・貸与した教科書書名・単元名（部分の場合）、回収日を管理すること。

4. 基準遵守の報告義務

- (1) 会員各社は、教科用図書の検定申請を行った年度末には、本基準を全て遵守したことを一般社団法人教科書協会へ「申請図書取扱報告書」（別紙様式2）を提出し、報告する義務を負う。
- (2) 会員各社は、本基準の遵守に努めたのにもかかわらず、検定終了前に、本基準3-(2)-③④の者からの申請図書の内容流出の可能性が認められた場合には、文部科学省および教科書協会に対して、速やかに③④の者の一覧を提出する。また事実確認を行い、その顛末を報告しなければならない。
- (3) 本基準に抵触する事実が判明した場合、および上記(2)の場合には、教科書協会は理事会、公正宣伝特別委員会を開催し、該当する会員

申請図書管理基準

社に対応を指示する。

5. 施 行

この基準は令和元年9月1日から実施する。

以 上

申請図書（白表紙本）情報管理誓約書

〇〇教科書出版株式会社 御中

令和 年 月 日

住所

氏名*

⑨

※編集プロダクション等の場合は会社名と取扱者名を記入する。

文部科学省に検定出願した申請図書（白表紙本）を取り扱うにあたり、下記の事項を厳守します。

[対象書目] ○年度用 ○学校「
○分野 ○巻 ○～○ページ
○学年 ○～○ページ

[利用目的] 指導書執筆*

※編集、校閲等作業形態を記入する。

記

1. 申請図書を上記「利用目的」以外に使用しない。
2. 申請図書を、いかなる場合であっても、他者に開示・配布・貸与をしない。
3. 発行者の許可なく、申請図書を複写したりデータ化したりしない。
4. 発行者から申請図書の返却を求められた場合は、速やかに返却する。

以上

申請図書（白表紙本）取扱報告書

一般社団法人 教科書協会 御中

令和 年 月 日

発行者名

代表者名 ㊟

※ 1 検定申請年度を記入する。

令和○年度^{※1}検定にあたり、(1)申請図書の管理、(2)申請図書の編集作業上の取扱いについて、「申請図書（白表紙本）管理・取扱基準」を遵守致しましたことをご報告致します。

(記入例)

※ 2 使用年度を記入する

[対象書目] 令和○年度用^{※2} 高等学校 5教科 10種目 15点

以上